

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	粉じんに係る届出施設に対する規制基準の遵守命令等		
根拠条例等・条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第37条第3項、第111条第4項第4号		
所 管 課	環境保全部環境対策課		
処 分 基 準	<p>ばい煙等排出者で粉じんを排出し、又は飛散させるものが、届出施設に係る規制基準を遵守していないと認めるとき。</p>		
聴聞・弁明の機会の付与の区分	<p>聴聞又は弁明の別</p> <hr/> <p>(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)</p>	<p>・聴　聞</p>	<p>・弁　明</p>
		<p>ただし、行政手続条例第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続きをとることができないとき」に該当するため、手續を省略する。</p>	
	<p>個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項</p>		